平成２２年（フ）第７３２号
北九州市八幡西区本城４丁目３番21号
債務者　金森　武勝
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８３１号
北九州市小倉南区山手３丁目12番５号
債務者　後藤　正樹
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８３２号
北九州市小倉南区山手３丁目12番５号
債務者　後藤　和子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８３３号
福岡県遠賀郡芦屋町浜口町６番40号
債務者　吉田　竜太
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２０７号
青森県弘前市大字松原東２丁目４番地11　市営住宅７－４号
債務者　高屋美智子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２１６号
青森県黒石市末広108番地15
債務者　加賀　純子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２２１号
青森県弘前市大字城西４丁目７番地１　コーポ嶽Ｃ－５号
債務者　工藤　　玲
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２２３号
青森県青森市浪岡大字女鹿沢字野尻14番地17　市営花岡団地１号棟18
債務者　工藤　裕也
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第４６３号
熊本市神水２丁目７番24号
債務者　前田　重治
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３１８号
熊本県合志市須屋2073番地５
債務者　渡辺　玉子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４４６号
熊本市若葉３丁目５番20号
債務者　藤本　康夫
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４６１号
熊本県宇土市境目町483番地１　市営境目団地10棟１号
債務者　浦川　欣也
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４６７号
熊本市清水新地６丁目６番34号
債務者　久野美由紀
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４８９号
熊本県合志市幾久富1909番地９　ヴィラスクエアＡ―205号
債務者　常田　文昭
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１９７号
福島県いわき市勿来町大高中郡29番地
債務者　甲高ゆかり（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第５２０号
北九州市小倉南区葛原２丁目６番53号
債務者　白築満喜男
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４７６５号
大阪府東大阪市新池島町１丁目17―44、住民票上の住所大阪府東大阪市新池島町１丁目17番45号
債務者　中川　昭和
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部